

デイサービスまごころ運営規程

通所介護・介護予防通所介護・通所介護相当サービス

(事業の目的)

第1条 株式会社まごころが開設するデイサービスまごころ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防通所介護、指定通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援状態にある要介護者又は要支援者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護サービス及び指定通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護の提供にあたっては、利用者が、その有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- (2) 介護予防通所介護・指定通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は要介護状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (3) 指定通所介護等は、利用者の要介護又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスまごころ
- (2) 所在地 滋賀県甲賀市水口町山3938番地41

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を行う。また、通所介護計画の作成業務を行う。
- (2) 生活相談員 2名（常勤専従、非常勤専従）
生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護等の提供に当たる。
- (3) 機能訓練指導員 3名（非常勤専従1名、非常勤兼務2名）
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定通所介護等の提供に当たる。
- (4) 介護職員 5名（常勤専従2名、非常勤専従3名）
介護職員は、介護その他の指定通所介護等の提供に当たる。

(5) 看護職員 2名 (非常勤兼務2名)

看護職員は、看護その他の指定通所介護等の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日及び営業時間等は、次のとおりである。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日及び8月13日から8月16日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は24人とする。

(指定通所介護等の内容)

第7条 この事業所が行う指定通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康状態の確認
- (4) 生活指導・生活相談
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ (介護予防)

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の支払いを受けるものとする。

- (1) 昼食、おやつ代 実費
- (2) おむつ代 100円/1枚 (使用した枚数を自身所有のおむつで返却することも可能)
- (3) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、甲賀市、湖南市 (石部を除く)、日野町、竜王町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害しないこと。
- (2) 故意に施設、若しくは物品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出さないこと。
- (3) 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害さないこと。
- (4) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定通所介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。

(非常災害対策)

第13条 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対して当事業所の責任において事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償するものとする。

(苦情処理)

第15条 提供した指定通所介護等にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第16条 事業所は個人情報が含まれる記録物(印刷物、電子媒体)については厳重な注意を払い管理する。又処分する際には外部への漏洩を防止するものとし、正当な理由なく第三者に漏らさない。

(虐待の防止)

第17条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催とともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備

(3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(4) 成年後見制度の利用促進

(5) 苦情解決体制の整備

(6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置 2 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に職員の資質の向上に努めるものとする。

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがない

よう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社まごころと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 サービス提供終了後2年間は業務上知り得た個人情報等を保持・管理をするものとする。

付則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。